

令和7年度 第3回 静岡市感染症対策協議会
(令和8年3月6日(金) 19:15~20:45)

(3) 今後のスケジュール

（協議会の概要）

項 目	静岡市感染症対策協議会について
設置根拠	静岡市附属機関設置条例
所掌事務	感染症法第10条第1項の予防計画の策定及び変更並びにその実施の推進について調査審議すること。
定 員	12人以内
委員の構成	感染症に関し優れた知見を有する者、市内の病院を代表する者、市内の医師会を代表する者、市民
任 期	2年（今期：令和7年6月1日から令和9年5月31日まで）
会長等	会長等は委員の互選により定める者とし会長等の指名により、副会長を置く。

（協議会の役割）

- 予防計画(計画期間：令和6～11年度)の推進に向けて、感染症予防のための施策を実施するための体制整備や人材育成等の取組を進めるため、本協議会において、施策の取組計画や進捗状況等の調査審議を行う。

（協議会の進め方）

- 本協議会は、通常は毎年度2回開催（令和7年度については、静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画※の改定についてもご意見をいただきたいため3回開催した）

（令和8年度のスケジュール案）

日 程	内 容
6月下旬～7月上旬	・静岡市感染症予防計画について(令和7年度実績・令和8年度事業計画)
2月下旬～3月上旬	・静岡市感染症予防計画の進捗状況について